

日程第三十五 郵政省設置法の一
部改正に伴う関係法令の整理に
関する法律案(内閣提出)

日程第三十六 労働省設置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)
地方制度調査会設置案(内閣提出)

日程第三十七 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(高塩三郎君外五十三名提出)

午後二時八分開議
○副議長(岩本信行君) これより会議
を開きます。

○副議長(岩本信行君) 内閣から、日本放送協会経営委員会委員に神野金之助君、則内ウラ君、遠藤後一君を任命するため本院の同得を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて同意するに決しました。

第一 長期信用銀行法案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第一、長期信用銀行法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事小山長規君。

長期信用銀行法案

〔本号の附録に掲載〕

長期信用銀行法案に対する修正案
〔本号の附録に掲載〕

〔最終号の附録に掲載〕

○小山長規君 ただいま議題となりました長期信用銀行法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。わが国現下の経済事情にかんがみます。長期金融の円滑を期することの緊要であることについては議論の余地のないところであります。制度の上でも、銀行業務上、短期を主とするもの

のと長期を中心とするものの両分野に分化することによって金融制度の整備をはかる必要があるのです。この法律案は、この目的を達するため、新たな制度として長期信用銀行なる制度を確立しようとするものであります。

まず第一に、本長期信用銀行は民営であり、株式会社組織であります。しかし、資本金の最低額は五億円と定めますとともに、その業務は設備資金または長期運転資金に関する貸出しを行なう等、その業務上の特色を明確にし、機能の発揮に遺憾のないようにいたしております。

第二に、資金源といしましては、債券発行について特例を認め、資本金及び準備金の合計金額の二十倍までを限度として所要資金の確保をはかることといたしております。

第三に、本法の施行に伴い、銀行等の債券発行に関する法律を廃止することといたしております。従つて、日本銀行、勧業銀行、北海道拓殖銀行等は債券発行ができなくなりまして、これらは銀行は長期信用銀行になるが、普通銀行として残るかを決定しなければなりませんので、制度切りかえを設けているのであります。

最後に、新制度実施のため、準備に多くの日数を要しますので、この法律の施行は、公布後一年以内において適当な時期に政令で定めることといたしてあります。本号の附録に掲載〕

な時期に政令で定めることといたしてあります。

本案につきましては、去る三月三十日政府当局より提案理由の説明を聽取して以来、十数回にわたり質疑を行なって、その内容は大要次の通りであります。

まず第一に、本長期信用銀行は民営であり、株式会社組織であります。しかし、資本金の最低額は五億円と定めますとともに、その業務は設備資金または長期運転資金に関する貸出しを行なう等、その業務上の特色を明確にし、機能の発揮に遺憾のないようにいたしてあります。

次いで、去る二十六日質疑を打切りましたところ、共産党を除く各派共同の修正案が提出されました。応答の詳細に関しましては速記録に譲ることといたします。

つて本案は委員長報告の通り決しました。

第二 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第三 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第四 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第五 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第六 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第七 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第八 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第九 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十一 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十二 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十三 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十四 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十五 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十六 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十七 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十八 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第十九 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第二十 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第二十一 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第二十二 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第二十三 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第二十四 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第二十五 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

第二十六 水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)

この改正をいたさんとする次第であります。すなわち、漁業法第六十五條に基いて定められている現行の農林省令及び都道府県規則は、水産資源の保護に関する部分については、水産資源保護法の施行とともに失効することになりますので、かかる不都合を改めて、現行の省令及び規則の効力をそのまま継続するように措置を講ずる次第であります。

案、日程第四、農業災害補償法臨時特例法案、日程第五、農業共済基金法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事平野三郎君。

農業災害補償法の一部を改正する法律

本第は、五月二十七日水産委員会に付託され、ただちに委員会を開いて審議を進めたのであります。このたびの改正は、同じ内容の省令あるいは規則を改めて制定がえする手数を省くものでありまして、中央・地方を通じて莫大な時間と経費の節約になることであつて、直切にして当然の措置であります。

く、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたした次第であります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 農業灾害補償法の一部を改
正する法律案（内閣提出）

第四 農業災害補償法臨時特例法
案（内閣提出）

第五 農業共済基金法案（内閣提

○副議長(岩本信行君) 日程第三、農業災害補償法の一部を改正する法律

環として実施せられ、爾來四年有半の歳月を経過いたし、この間、不慮の天災地変あるいは旱害、冷害または病虫害等により多大の災害をこうむつた農家の損失を補填し、もつて戦後におけるわが農業の經營の安定と農業生産能力の発展とに至大の貢献をいたし、今や農林行政遂行上欠くことのできない牢固たる地位を占むるに至つたのであります。しかしながら、わが国は自然の災害と立ち向かうことに特化する、

懇談的に率直な意見の交換を行う等、本制度に對し、あらゆる角度から検討を加え、さらに五月十五日には公聴会を開會して、東京大学助教授大内力氏を講師として、東京農業大学助教授外十氏から参考意見を聽取いたしました。なおまた、五月十五日、農業灾害補償制度に関する小委員会を本農林委員会内に設置しまして、三法案とは二つ並んで、本制度に対する根本的的検討を行ふことといたし、引続き研究を重ねて、次第であります。

案及び基金法案にも賛成の意を述べられました。改進党吉川委員は、野党派側の修正案のごとく修正して農業基本補償法一部改正案に賛成、臨時特別会議案には賛成、基金法案は、趣旨には賛成であるが、原案のごとく農民負担額を増加し、かつ特殊法人を設置するとき方式には反対であるとの意見を述べられました。共産党竹村委員は、一法案に対し全面的に反対の意見を述べました。

に、農業の經營規模もまた零細でありまして、農家の資本力はそこがる劣弱でありますから、本制度の運営を一段と円滑にいたし、所期の目的を十分に果しますために、なお幾多の改善を要する点がござります。政府におきましても、かかる実情にかんがみまし

三法案に対する質疑は二十二日をもつて終局いたしたのであります。十七日、農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する自由党千賀康治君等外十五名の修正案及び改進案、社会党第八控室、同第二十三控室の三派共同の修正案などが提出され、千賀委員及び

以上もつて討論を終り、採決に入りましたが、農業灾害補償法改正法案に対する自由党修正案及び野党三派共同案中共通部分は多数をもつて可はせられ、野党側の他の修正部分は否められ、その他の原案は多数をもつて可決されました。従いまして、農業

て、現在急速に改善を必要とする共済团体運営の田代化の促進、現行の一筆割り受け方式を農家単位の引受けに改め、農家単位に補償する農作物共済制度を試験的に実施すること、並びに農業共済組合連合会の基金設定によつて共済金の支拂いを促進する等の諸点について解決をはかる目的をもちまつ

社会党井上委員よりそれ／＼趙官弁明され、
がありました。

修正案の要旨を申し上げますと、自由党の修正案は、農業共済団体の業務
または会計の状況につき常例検査を行
うこと及び賦課金の賦課について命令書
で基準を設けることを内容とする二項目
を追加したものであります。また既

書補償法の一部を改正する法律案は、自由党の修正案及び野党三派修正案の共通部分のごとく修正すべきもの、決しました。次いで、農業災害補償法臨時特例法案及び農業共済基金法案いずれも多数をもつて原案のごとく決すべきものと決しました。

なお、農業災害補償法の一部を改

右三法案のうち、農業災害補償法の一部を改正する法律案は三月二十一日であります。

党三派の共同修正案は、現行の通常税
害に対する國の負担部分を増額して、
民の掛金の軽減をはかるために、通常
掛金部分の二分の一緩制を行うことと

日、また農業災害補償法臨時特例法案は三月二十八日、さらに農業共済革命法案は四月八日にそれびと本農林委員会に付託ととなり、次いで四月十六日、政府よりこれら三法案の提案理由の説明を聽取いたしました後、これを

建物共済につき、農業協同組合、同連合会の建物は農業災害補償法上の任章と共済の対象から除外すること。その他の二点は自由党の修正案とまつたく同一であります。

次いで討論に移しましたところ、

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議は、
一、低被害地域にあつては、農家並に町村共済組合が防災について非常な努力と犠牲を拂つてゐるのであるから、これらの努力と犠牲に報い

一括して審査を行うこととしたし、去る五月二十二日まで数回にわたり政府委員との間に質疑応答を行い、またけ

自由党を代表して千賀委員は、自由党用修正案のごとく修正して農業災害補償法一部改正案に賛成、他の臨時特例法

防災を奨励する見地から、国庫に
いて相当額の防災奨励金を準備し
低被害農家並びに町村共済組合に

れを交付するよう早急に措置する」と。
二、今春の霜害にかんがみて、春耕共済については、早急に定期別再保険を実施するに必要な措置を講ずる」以上の一項であります。

次に農業共済基金法案に対する附帯決議は

農家経済の窮迫している現状に照類を将来増額するよう努力すること。

このを採決いたしましたところ、これを採決いたしましたところ、多數をもつてこの附帯決議を両案に付することを決した次第でございます。

以上をもつて報告を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 三案中、農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案(井上良二君外七名提出)

〔吉川久衛君登壇〕
〔吉川久衛君登壇〕
〔本号の附録に掲載〕

○吉川久衛君 私は、ただいま議題となつております農業災害補償法の一部を改正する法律案に対し、共産党を除く野党各派を代表して、その修正案の提案理由の趣旨弁明をいたします。修正案文はお手元に配付いたしてありますので、その朗読を省略します。修

正の第一点は、原案によると、通常共済掛金が全額農家負担となつてゐるのありますが、被害率と掛金との関係を合理化し、農業負担の軽減をはかる目的をもつて、通常共済掛金についても、異常共済掛金と同様、その二分の一を國庫負担としたのであります。これによつて、從来掛金が共済金受取りに比較して高過ぎた地方では、掛金負担が大幅に引下げられることになるのであります。

次に、原案第七十九條の改正規定を修正し、共済団体の業務、会計検査を年一回の定期検査制度としたのであります。原案によつて規定されているが、原案によつて規定されている隨意検査をあわせて行うことによつて検査の実効を期することにいたしたのであります。

修正の第三点は、第八十七條の改正規定を修正し、共済組合の賦課する事務賦課金は、別に定める命令によつて認可、監督等の措置をとり、從来しばしば問題とされて来たところの賦課金問題を解決することにいたしました。

第四に、農業協同組合及び同連合会の所有する建物についての共済を、農業共済組合の行う共済の対象から除外し、農業協同組合が自家保険の措置をとり得ることにしたのであります。

以上が修正の大綱であります。

そもそも日本は早くより災害の国となつております農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案(井上良二君外七名提出)

〔吉川久衛君登壇〕
〔本号の附録に掲載〕

○吉川久衛君 私は、ただいま議題となつております農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案(井上良二君外七名提出)

〔吉川久衛君登壇〕

〔本号の附録に掲載〕

響は実に大なるものありと信ずるのであります。

もしそれ、政府並びに與党にして、現行農業災害補償制度の弊害除去の根柢に触れず、農民の要望と農村の実情とを無視した原案第十二條や、共済基金法案のことき措置を強行せんとするならば、眞に遺憾とする次第であるが、以上の趣旨に共鳴され、本修正案に御賛同いたくと同時に、農業共済基金法案を頼つて、農業共済事業資金融通法案を御支持いただけるならば、国家のため、まことに感激を覚えるものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。順次これを許します。井上良二君。

〔井上良二君登壇〕 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました三法案のうち、農業災害補償法臨時特例法に対し、強い希望を付しました。順次これを許します。井上良二君。

○井上良二君(登壇) 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました三法案のうち、農業災害補償法臨時特例法に対し、強い希望を付しました。順次これを許します。井上良二君。

〔井上良二君登壇〕 私は、日本社会党を代

表いたしまして、ただいま議題となりました三法案のうち、農業災害補償法

の一部を改正する法律案に対し、野党各派から共同提出いたしました修正案に賛成し、同法の政府原案並びに農業共済基金法案に反対するものであります。

農業災害補償法に基く農業共済保険制度が実施されましてここに四年、本制度の実施の跡を顧みますと、本制度が、わが国農業の特殊性と、天候自然に左右される農作物を保険の対象としている關係から、幾多の欠陥が指摘さ

れて、本制度の根本的な改正が各方面か

ら強く要望されるに至つたことは、まことに当然と思うのであります。しか

るに、政府並びにその與党が、本制度

の確立に必要な基本的な対策について何ら積極的な措置を講ずることなく、單なる部分的改正で一時を糊塗せんと

していることは、はなはだ遺憾にたえません。わが党は、野党各派とともに農業災害補償法の一部改正案に対し修正案を提出し、共済掛金負担区分の合理化と農家負担の軽減をはかり、他方、農業共済組合の業務監督の強化と事務賦課金賦課の適正化に努め、さらに農業協同組合の所有する建物の自己保険制度を認めるとともに、農業災害臨時特例法については、本法による試験実施の結果が将来の農業災害補償制度の運営の上に重大な影響を與えることになるので、試験の対象とするモデル組合の選定にあたつては政府は慎重なる措置をとられるよう要望し、次に農業共済基金法案については、基金制度を設ける必要は認めるも、本法案によると三十億の基金のうち、その半額を背負つてる各府県の農業共済連合会に、年間三億ずつ、五箇年間合計十五億円を割当て、農民に出資せんとするがごとき政府案は、断じて承認できません。

たとえば、現に国内主要食糧が年間一千五百石も不足しているのに、政府は

いることは、全農民の断じて承服するところではありません。

たゞとくこれと逆行する政策をとつて

いること、経営規模はます／＼零細化し、二、三男

の人身売買も年々増加の一途をたどりつつあり、農業生産の確保と經營の確立が急を告げているとき、政府がこ

とに身吟しているばかりか、婦女

たわづてすることを率直に認めねばな

ります。そこで、わが党は、天災等に

として運営することに非常な困難が横

たれ一人反対しない者はないであります。

現し、農民解放の條件がどうにか整つたごとく見えるのであります。その

失敗の結果となることを思います

ときは、農業保険を農民相互の共済保

借りなければ暮して行けない單作地帶

で、三町歩つくつて一万円の捨金で

たわづてすることを率直に認めねばな

ります。先日の公聴会の席上でも、山形

県の一農民は、現在の農家で、農協で

いことは税金に次ぐものだといつて、

いわゆる農業災害については、農村社会保

障の見地から、また食糧の増産と確保

が、相互扶助といえども、これはいや

だといふ感じがあるのは無理はない

と思います、と言つておりますが、

それでは、何ゆえこれほど掛金は高

いのありますよろか。日本農業の災

害は毎年々々増大しておりますが、

特に戦後は、資材や耕地が荒廃してい

るのも年々増加する一方であります。

現下のわが国財政の現状から、農災に

対する全額国庫負担の理想に近づける

ために、農民の負担を少しでも軽減す

う強く主張するのであります。ただ

して、この農業災害補償制度をとつて

いることは、全農民の断じて承服する

ところではありません。

たとえば、現に国内主要食糧が年間

二千万石も不足しているのに、政府は

いることは、全農民の断じて承服する

ところではありません。

たとえ、現に国内主要食糧が年間

二千万石も不足しているのに、政府は

いることは、全農民の断じて承服する

ところではありません。

たとえ、現に

官報(号外)

ます。病虫害にいたしましても、防除施設を完備されれば天災ではなくなりますし、水稻の秋落ちも土壌改良等によつて防ぐことができるのです。堤防決壟などの災害にしても、今のが政府のよくな中途半端なものではありませんが、こういう根本的な改修なり、治山して、災害をあとから追いかけまわるが防げるることは確実であります。

士が助け合うのだといつて、困はねずかに超異常災害だけを負担して、残りは農民に強制しているのであります。

根本対策がないところから、災害は増大する一方で、農民はます／＼負担に耐えられなくなり、今まで、すでに各府県連合会は全国で二十八億の不足金を出し、これを埋め合わせる見込みは全然立てられないあります。

次に農業災害補償法臨時特例法案であります。これはひどい悪法であります。今まで、耕地一筆ごとに三割以上の被害があつた場合には、その一筆ごとに對して補償したのであります。この特例法は、農家一戸当たりが全収穫の二割以上災害を受けなければ補償しないという、文字通りの改悪案であります。今かりに、ここに一町歩耕作二石五斗として、一町歩二十五石のうち、從来ならば一反一筆として八斗の減收があれば補償されたのであります。が、特例法によれば、全収量二十五石の二割、つまり五石以上の減收がなければ農家は保険金がもらえないのです。これでは、保険金をもらら農

家の数は著しく減少し、保険金の支拂額は三分の一以下に減るであります。ところが、こういう根本対策を放任して、災害をあとから追いかけまわるが防げることは確実であります。

士が助け合うのだといつて、困はねずかに超異常災害だけを負担して、残りは農民に強制しているのであります。

根本対策がないところから、災害は増大する一方で、農民はます／＼負担に耐えられなくなり、今まで、すでに各府県連合会は全国で二十八億の不足金を出し、これを埋め合わせる見込みは全然立てられないあります。

次に農業災害補償法臨時特例法案であります。これはひどい悪法であります。今まで、耕地一筆ごとに三割以上の被害があつた場合には、その一筆ごとに對して補償したのであります。この特例法は、農家一戸当たりが全収穫の二割以上災害を受けなければ補

償しないという、文字通りの改悪案であります。今かりに、ここに一町歩耕作二石五斗として、一町歩二十五石のうち、從来ならば一反一筆として八斗の減收があれば補償されたのであります。が、特例法によれば、全収量二十五石の二割、つまり五石以上の減收がなければ農家は保険金をもらえないのです。これでは、保険金をもらら農家の数は著しく減少し、保険金の支拂額は三分の一以下に減るであります。ところが、こういう根本対策を放任して、災害をあとから追いかけまわるが防げることは確実であります。

士が助け合うのだといつて、困はねずかに超異常災害だけを負担して、残りは農民に強制しているのであります。

根本対策がないところから、災害は増大する一方で、農民はます／＼負担に耐えられなくなり、今まで、すでに各府県連合会は全国で二十八億の不足金を出し、これを埋め合わせる見込みは全然立てられないあります。

次に農業災害補償法臨時特例法案であります。これはひどい悪法であります。今まで、耕地一筆ごとに三割以上の被害があつた場合には、その一筆ごとに對して補償したのであります。この特例法は、農家一戸当たりが全収穫の二割以上災害を受けなければ補

償しないという、文字通りの改悪案であります。今かりに、ここに一町歩耕作二石五斗として、一町歩二十五石のうち、從来ならば一反一筆として八斗の減收があれば補償されたのであります。が、特例法によれば、全収量二十五石の二割、つまり五石以上の減收がなければ農家は保険金をもらえないのです。これでは、保険金をもらら農家の数は著しく減少し、保険金の支拂額は三分の一以下に減るであります。ところが、こういう根本対策を放任して、災害をあとから追いかけまわるが防げることは確実であります。

士が助け合うのだといつて、困はねずかに超異常災害だけを負担して、残りは農民に強制しているのであります。

根本対策がないところから、災害は増大する一方で、農民はます／＼負担に耐えられなくなり、今まで、すでに各府県連合会は全国で二十八億の不足金を出し、これを埋め合わせる見込みは全然立てられないあります。

次に農業災害補償法臨時特例法案であります。これはひどい悪法であります。今まで、耕地一筆ごとに三割以上の被害があつた場合には、その一筆ごとに對して補償したのであります。この特例法は、農家一戸当たりが全収穫の二割以上災害を受けなければ補

償しないという、文字通りの改悪案であります。今かりに、ここに一町歩耕作二石五斗として、一町歩二十五石のうち、從来ならば一反一筆として八斗の減收があれば補償されたのであります。が、特例法によれば、全収量二十五石の二割、つまり五石以上の減收がなければ農家は保険金をもらえないのです。これでは、保険金をもらら農家の数は著しく減少し、保険金の支拂額は三分の一以下に減るであります。ところが、こういう根本対策を放任して、災害をあとから追いかけまわるが防げることは確実であります。

士が助け合うのだといつて、困はねずかに超異常災害だけを負担して、残りは農民に強制しているのであります。

根本対策がないところから、災害は増大する一方で、農民はます／＼負担に耐えられなくなり、今まで、すでに各府県連合会は全国で二十八億の不足金を出し、これを埋め合わせる見込みは全然立てられないあります。

次に農業災害補償法臨時特例法案であります。これはひどい悪法であります。今まで、耕地一筆ごとに三割以上の被害があつた場合には、その一筆ごとに對して補償したのであります。この特例法は、農家一戸当たりが全収穫の二割以上災害を受けなければ補

償しないという、文字通りの改悪案であります。今かりに、ここに一町歩耕作二石五斗として、一町歩二十五石のうち、從来ならば一反一筆として八斗の減收があれば補償されたのであります。が、特例法によれば、全収量二十五石の二割、つまり五石以上の減收がなければ農家は保険金をもらえないのです。これでは、保険金をもらら農家の数は著しく減少し、保険金の支拂額は三分の一以下に減るであります。ところが、こういう根本対策を放任して、災害をあとから追いかけまわるが防げることは確実であります。

士が助け合うのだといつて、困はねずかに超異常災害だけを負担して、残りは農民に強制しているのであります。

根本対策がないところから、災害は増大する一方で、農民はます／＼負担に耐えられなくなり、今まで、すでに各府県連合会は全国で二十八億の不足金を出し、これを埋め合わせる見込みは全然立てられないあります。

次に農業災害補償法臨時特例法案であります。これはひどい悪法であります。今まで、耕地一筆ごとに三割以上の被害があつた場合には、その一筆ごとに對して補償したのであります。この特例法は、農家一戸当たりが全収穫の二割以上災害を受けなければ補

官 報 (号 外)

9

り、委員会であり、府であり、公団などが一機關としてありますから、都合五つの機関、すなわち府、省、委員会、府、公団が行政権を行使する機関の形となつておる次第であります。ところが、憲法の明文には「行政権は、内閣に属する。」「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。」とあります。現内閣は、組閣以来、機構改革上について特にこの点に留意し、これを尊重、重視いたしました。責任の明確を欠くおそれのある複雑な機関はできるだけこれを整理するか、あるいは廃止する方針を進めて参つたのであります。すなわち、今回の改革において、各種行政委員会や各省の外局たる府は、審判的機能を主とするものを除きこれを廃止し、または公団に関する規定のこときは全部これを削除し、内閣がしっかりと責任を持つて行政権を行使しておるといふ責任体制の明確化をはかつたのであります。

あつたものが十四廃止されまして、賠償、入国管理、国税、引揚護送、資源、中小企業、海上保安、航空、経済調査、印刷、造幣及び工業技術等の十四庁は、各省の内局または附属機関にしたのであります。

御承知の通り、外局、十なわち何々委員会、何々庁と呼ばれる役所は、終戦後にわかつにその数が増しておなりまして、現在実におびただしい数に上つております。しかも、それは戦前の外局と異りまして、特別の権限を持つておなりまして、ある程度独立的の存在であります。特にそれは委員会においてはなはだしきもののあることを見るのであります。一省としてのまとまりある行政を行ひたためには、ぜひともこれを内局に改めて、内閣の責任において一貫した行政権の行使をする必要がある。これが今回極力外局の整理に努めたゆえんと認めておるのであります。役人の判のことを押す長の数を減らしても能率、能率、責任の三大眼目に資することに苦心した結果であると認めました。

さらに、このたび人事院が廃止せられ、新たに国家人事委員会なる名稱のもとに、總理府の外局たる地位に移されました。これもまた責任体制確立の見地からきわめて意義深いものがあるといふわけにはなりません。現在、人事院は、御承知のこととく、國家行政組織法や行政機關職員定員法の適用の範囲外にあります。従つて、一般の行政機関とはよほど違つた性格を持つておりまして、専門性を有するなどと評せられたほどであります。だが、今回の改正によりまして、他の行政機関と同様に國家行政組織法並び

員長となり、一般行政機関と同様にし
たのであります。

次に、今回新たに内閣に法制局を置
くこといたしておられます。これは現
在法務府に置かれてありまする法制意
見各局を内閣に移すものでありますし
て、これによつて法制面よりする内閣
の総合調整的機能を強化充実せんとす
るものであります。現在においても、
法務府設置法の規定によれば、法務總
裁は内閣に置くものとせられておりま
すが、他面、その事務所たる法務府は
国家行政組織法の適用を受けておりま
して、その所掌事務にも種々なるもの
を含んでおるのであります。今回これら
を整理区分いたしまして、法制意見
的事項は内閣直属の法制局に移すと同
時に、一般法務行政は新設される法務
省に所管されることにいたしておるの
であります。

次には、行政管理庁が機構におい
ても人員においても著しく拡大されて
おりますが、これは全行政機構を総合
調整する機能の充実であると思われま
す。すなわち、現在の行政管理庁は
長官官房及び管理、監察の二部からな
り、職員の数もわずか五十八名にすぎ
ませんけれども、改正案におきまして
は、新たに統計基準部を加え、職員の
数は千三百余人を置くことになつてお
ります。増員の大部分は監査部であり
まして、従来は中央機関だけでありま
したもの、新たに地方機関として地方
監察局を八箇所に設けようとしてお
ります。これによりまして、従来とか
く監察機構が犬牙錯綜して煩雑をきわ
めおりましたものが、面目を改め、

一、元来、行政改革の実をあげるために、機構の改革のみでは所期の目的を達し得ないことはあらためて申すまでないのです。各機関が機關本來の機能を十分に發揮し得るよう運営することがむしろ何よりも肝要なものであります。その運営のぐあいにつづきに跡づけてこれを評価し、批判して、絶えずこれを向上改善せしめることに、初めてその機構もその効果を現わすことができるのです。今回、行政管理庁機構の拡充は、この意味において、総合調整上顯著なる改革であると申さなければならぬと思ひます。

以上申し述べました以外にも、現在の地方自治廳を拡大して自治廳とし、これに地方財政委員会並びに全国選舉管理委員会を統合したこと、及び経済安定本部を廃止して新たに経済審議庁を設けたことなども、いずれも今次の行政改革において一貫した方針といふべきである。行政組織と行政の機関が統合整せられ、十分その機能が發揮できよう努めた成果であると見えるべきであります。

なお、従来の警察予備隊と海上保安庁の一部を統合して新たに保安庁を設けましたこと、あるいは電気通信省を廃止してこれを公共企業体とし、國鐵電氣通信部門は分離して政府出資の特殊会社とすることのごときは、いざわいも時の必要に応ずる適切の改革と申すべきであります。

以上をもつて、今回の行政機構改革案の主要なる事項に関して一応の説明を終りました。

次に、委員会における質疑応答について簡単に申し述べたいと思います。何分委員会に付託せられました法案の数が三十の多さに達しておりますので、自然質疑応答の内容も多岐多端にわたっております。詳細はすべて会議録について御承知願うことといたしまして、ただここでは、ごく簡単に概略の説明をさせていただきます。

まず、行政機構改革の前提となるのは事務の整理であつて、事務の整理を行わないで機構の改革を行うことは事の前後を誤るものではないかとの質問がなされました。これに対して、政府からは、事務整理の先決問題たることは認めましたが、何分これはすこぶる多量の法令の整理にまたねばならない関係上、短日月に行なうことは困難であるから、法令整理本部を設け、先般を設けてからこれが調査に着手している。その調査の完了をまつて、すみやかに整理を行なう考え方である旨の答弁がなされました。

次に、今回の改革案においては、予算編成を担当する部局について何ら手帳を触れるところがなかつたが、かくのごとくであつては、せつかくの機構改革も画龍点睛を失くではないかといふ質問に対して、政府は、予算編成部局の問題はきわめて重大で、各國の制度も一様ではないが、これは諸般の制度や一般社会状態ないしその国の伝統などとも密接な関連を持つてゐるから、この部局の構成だけを切り離して得失を判定するわけには行かぬ、またその影響するところが廣汎であるから、軽々しく改革を加えることができぬとい、いろいろな角度から十二分に検討を加えた上で慎重に結論を出す必要が

卷之三

あるので、今回はこれを改革案の中に加えなかつたという趣旨の答弁をしました。また、各省間にまたがる共管事項の整理統合は年來の懸案で、当然今回の改革案中の主要なる内容の一つとなるべきものと期待していたが、別段それが見当らないようだがという質問に対し、政府の答弁は、共管事項の整理は重要問題だが、事すこぶる多端にわたりるので、法令整理本部において十分調査検討の上、適切妥当の整理を行いたいといふことになりました。

次に、真に行政を改革するには機構の改革だけでなく、運営を改善するためには、ある程度の立法措置も必要でないかといふ質問がなされました。政府はその趣旨にはまつたく同感だと答弁いたしました。

次に、今回の改革案において、外局たる庁や官房または局中の部を廃止することとしており、その結果少からぬ

次長または監なるものが設けられることがあります。これはいたずらに

形式にとらわれたもので、中にはこうも実情に沿わないものも少くないよう

で実情に即した機構となすべきでないかとの質問に対し、政府は、今回の改

革は各行政機関の権限を明らかにし、かつ内部部局の命令系統を直截簡明に

して、大臣、大臣、局長、課長とそれ

ぞれ責任の所在をつきりさせるといふ趣旨から外局を内局にすることにい

うとしたのであつて、その行政部局を軽視したり、その仕事を圧縮する意図は

ごくもなく、むしろ責任体制を確立す

ることに役立て、これを重視し、これを伸張する考え方であるといふのであります。この点は、法律的に見ても、国家行政組織法の立法精神として明らかであります。ただ暫定的な経過措置として、一年また一年と期限を限つて認めめて参つたものであります。原案は、本年五月三十一日限りを六月三十日まで認めて、七月一日以降は新機構に改めて参るうといふことになつております。また次長や監は特に必要と認めたところにのみ設けたのであって、すなは全部で五十四あるのに対しても、次長または監が設けられましたのはわずかに十五にすぎないと答弁しました。

以上は、委員会における質疑応答の一概要であります。このほか幾多の重要な問題について熱心なる質疑応答が行われておりますが、すべては会議録に譲りますから御了承願います。

かくて、五月二十八日、上述の二十一法案、並びに同日本委員会付託とな

つた、参議院審議にかかる国家行政組織法の一部を改正する法律案について

討論採決を行つたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願う

こととし、審査の概略を申し上げます

ならば、まず改進党の竹山委員より、議論採決を行つたのであります。

○議長(林議長) 経済審議会設置法

案に対する修正案は、中小企業省設置法

案はいづれも多数をもつて否決の上、原案の通り可決されたのであります。

(西村榮一君外四名提出) (本号の附録に掲載)

次いで、自由党の江花委員より、保

安厅法案について長官、次長、局長等の任用に関する制限規定に対する修正案、並びに法務府設置法等の一部を改

正する法律案、運輸省設置法の一部を改

正する法律案、大蔵省設置法の一部を改

正する法律案、農林省設置法の一部を改

正する法律案、内閣委員会の審議における修正案に対する両党の提案による修正案

案に対する両党の提案による修正案

これに要する資金に関する基本的な政策及び計画の企画立案並びに総合調整に関する事」と、「(一) 國土総合開発及び國土調査に関する事」とあります。以上が修正案の重要点であります。何とぞ各位の御賛成を希望し、趣旨表明を終ります。(拍手)

○議長(林謙治君) 高橋清治郎君。

〔高橋清治郎君登壇〕

○高橋清治郎君 (ただいま上程に相な
りました通商産業省設置法に対する修
正案について、私は改進党、日本社会
党及び日本社会党第一十三哲室を代表
して趣旨弁明を行わんとするものであ
ります。

原案朗読は省略いたしますが、問
題は中小企業庁を縮小せんとする政府
原案を、現行通り強力なるものとせん
とする修正であります。(拍手)

そもそも中小企業庁の設置は、久し
きにわたる全国中小商工業者の要望の
結集した結果に基きましてその誕生
を見たものであつてそのよつて来る
ところはまことに長く、かつ深いもの
があるのであります。周知のことく、
終戦後における中小商工業者は、從来

もつて構成せられ、その深刻なる内情は、いまさらここに喋々を要しないのではありません。ことに自由党政府成立以来、いたずらなる大資本、大企業の効興を招来し、幾千万の中小商工業者の倒産を見ましたことは、世上あまりにも明々白々なる事実であります。（拍手）ことに苛酷なる徵税、不当なる素材配給、深刻なる金融難等は相互に因となり果と相なりまして、事態は昨年以来とみに危局に瀕して参つたのであります。この情勢に直面して、全国中 小企業者は、来る六月十日、中小企業總聯起全國大会を開催し、政府に対する道を基本的人権の名において訴えんとしておるのであります。（拍手）

と熱意に燃えて奮闘激励して參つたのであります。

今や、われ々は、全國に散在するおびただしき中小商工業者にかわつて、その声なき声を、言えざる恨みを抱きし、ここに断固として、政府に恨みとし、そこに断固として、政府に對し、その修正を要求するものであります。(拍手)もし政府にして、この東なき声に耳をかすの愛情と雅量なくくれば、いつの日か彼らの報いを受けるであらうと思うのであります。われ々全員この議席に席を連ねるゆえんのものは、このおびただしき大群衆の声を率直に訴え、もつて憲政有終の美を盡すこと無上の喜びと光榮を感じるのであります。今日この日より、自由党の諸君は、中小商工業者の大群を敵として當る覺悟を胸に深く刻むべきであると思うのであります。(拍手)われ々は、不幸微力ではあるが、いずれの日にか、この中小企業庄を本来の姿に歸し、さらにこれを金融、租税、素材の面において独自の政策遂行機關たらしむべく強化拡充するの用意のあることを天下に宣言し、本修正案を徹底的に推進せんとするものであります。(拍手)

○本多市郎君 私は、ただいま議題となりました経済審議庁設置法案を初め行政機構改革に関する諸法律案について、自由党を代表して贅意を表したと存じます。

行政機構改革の必要性は、歴代内閣においてこれを認めながらも、よくそれを全うし得た例がきわめてまれでありますことは、御承知の通りでござります。昭和二十四年、わが吉田内閣にて断行された大規模の行政整理は、よくこれらの難事業を完遂し、わが国の政治史に特筆されるべきものであつることは、万人の認めるところであると存ずるのであります。(拍手) しながら、当時はなお占領下にあり、必ずしも全面にわたつて徹底した合理的な解決を與えたものではなかつたことは、当時の事情のしからしめたところで、独立を機とし、これまでの行政機構に対し新たな観点から改革を行おうとするのが、今回の改革なのであります。ここにおいて、政府は、純に占領下における特殊の要求のために複雑厖大化いたしました機構を簡素化し、命令系統を直截簡明にして、責任の帰属を明確にするとともに、行政組織法の改正案を初め三十余に上る行政改革諸案を存じます。

いことに機宜を得た処置と申されはなりません。今次機構改革案の内容を見まするのに、第一、簡素化の点について、まず府省において、従来の二府十一省一本部を一府十一省といたしまして約一割五分減、外局において四十五を二十五として約五割減、局及び部において、二百二十一部局を百十九部局として、これまた約五割減の大縮減を行つておるのであります。さらに、終戦後特にできた行政委員会は原則として審判的機能に限ることとし、人事院を国家人事委員会と改めて總理大臣の所轄のもとに置く等、責任態勢の明確化をはかり、また内閣に法制局を設け、行政管理庁を擴充して行政機能の総合的運営をはかるとともに、保安庁を設けて国内治安に関する機構の統一整備を行つております。

以上申し述べましたごとく、今回の機構改革は、ただに占領行政終結による消極的な機構の整備にとどまらず、行政全般にわたり合理的かつ能率的な運営をはかるうとする積極的な意図もうかがわれるのでありますて、電気通信事業を公社または特殊会社とするがごとき、その一例と申さねばなりません。このように、今回の改革は、実質的には相当の整理縮減を敢行いたしておるのでありますて、昭和二十四年の

支那銀行年報第十四卷
經濟審議會附圖法案外二十八件

これら中小企業の守りの親たる
企業庁の拡大強化を唱道し、機

○議長(林謙治君)　「それより討論に入ります。本多市郎君。

九二四

改革に次ぐものというべく、これはいわば名を捨てて実をとつたものであります。現状においてます適切なものと申すことができよかと存じます。

(拍手)由来、機構改革は難事中の難事でありまして、容易ならぬ各種の障害を克服して今回の改革案を作成提出せられました政府当局の労苦に対し、深き敬意を拂うにやむさかでないものであります。

熱意を当初は持つておつたと私は存に存ります。吉田總理は常にこのことを懇懃とされたようであります。当初、省の廃台を初め、大きな構想によつて出来をした行政機構改革は、遂に今日の姿になります。まつたく泰山鳴動ねねみ一匹も出ない状態であります。(拍手)題目ばかりたくさん並べておりますが、これで予算は少しも節約されではおりません。どこにすつきりした

今度の行政改革に対しても自信がない。信念のない行政改革案を上程したために、與党の中における正義の士正しい主張をいたしたために、今日醜態を暴露したのであります。(拍手)われくは、自由党にも正義の士あることを、国会の最高の権威を維持するために、まことに慶賀にたえないのあります。(拍手)

い　た　が　の　す　る　で　て　わ　れ　く　は、何　と　し　ても　今　度　の　行　政　機　構　改　革　は、ほん　と　う　に　独　立　後　の　日　本　の　自　主　性　に　沿　う　方　向　に　進　む　べ　き　で　あ　る　と　思　い　ま　す　が、そ　れ　が　な　さ　れ　て　い　ま　す　こ　と　を　最　も　遺　憾　と　す　る　もの　で　あ　り　ま　す。單　なる　形　式　的　な　役　人　の　机　上　ブ　ラ　ン　K　によ　つ　て、局　や　委　員　会　の　教　を、た　だ　に　ま　聞　け　ば　何　ペ　ー　セ　ン　ト　削　つ　た　とい　う

及び與党の諸君は、今日の国内情勢に対する認識をどこに置いておられるかを疑わざるを得ません。（拍手）これは一番むずかしい問題であつて、国民の絶対多数に最もよく理解をさせ行かなければならぬ問題であります。それを、うやむやのうちに、絶対多数の議員だけの数で解決ができると考えていふところに、将来日本の運命に重大な問題を投げ與えるものがあります。（拍手）

13 官 報 (号 外)

となつております三十条件に及ぶ行政機構改革案に対し、改進党を代表して討論をいたさんとするものであります。

今回の行政機構改革ほど世間を騒がせし、國民を失望せしめたものはありません。せん。(拍手)日本は、終戦以来、占領軍の下の情ない状態のために、國民の納得のしきれないような役所が多数できまして、その國民の迷惑ははかり知れないと、そのものがつたのであります。われわれは、独立を機会にして、ほんとうにすつきりとした、しっかりとした、自由性のある行政を、國民とともに切望をいたしておつたのであります。政府はこの國民の要求にこたえて、行政機構全般にわかつて十分なる改革を行ふ

(拍手)いかに政治力が低下した今日の政府、與党的姿とはいながら、またに国民とともに遺憾千万であります。(拍手)

ことに、今日の議事日程に上程をされておりましたところの農林省設置並の問題は、今朝に至つて、政府、與党的中における、ことに與党的中における正論派の主張が通つたのか、遂に今日の審議上程には至りません。(拍手)これほどどわけのわからない事実はありません。昨日は、五時過ぎまで政府、與党は强行して、三十条件の議定書を、われ〜〜が十分なる審議を要求するにもかかわらず押し通しておきながら、何やえに今日この問題が上程されないのか。これは、いかに政府、與党が

何としてもわれくには納得のできない問題と、及びどうしても修正をしなければならない問題三件を除きましては賛成をいたします。しかし、修正法は、今申しました通り、高橋さんの意見をしました中小企業庁の問題、社説によつて説明をされましたところの経済安定本部の改組の問題及び農省の問題については、昨日もわれくは現実に即した修正案を出したのでありますて、その農林省の修正案にして興党の諸君の賛成があつたればこそ、今日の審議ができないのであります。その残りは、われくは一々理由を立てて反対をいたしましたが、しかし、今日の場合、詳しく述べて行くことはがその趣旨を申し述べて行くことは

また、その他の問題については、たゞ地方財政のます／＼困難なる事情を無視する自治府の改正案、あるは制度的にはすべての専門家が反対をする法務省の改正案、あるいは建設省の改正案等、幾多大小さまざまの欠陥を有する案には、われくは反対をせざるを得ません。ことに経済審議厅については、先ほど社会党の提案の理由にもありました通り、今日の独立後の非常時に困難な国内経済の情勢に対処するためには、今までの自由党の議員の手放さないことは、先般のボンド対策を初め、幾多の経済政策の失敗として、すでに今日国民の前に現われております。この状態で、はたしてこの一年も

官報(号外)

改革に次ぐものというべく、これはいわば名を捨てて実をとつたものであります。吉田總理は常にこのことを懇諤まして、現状においてます適切なものと申すことができようかと存じます。

(拍手)由来、機構改革は難事中の難事でありまして、容易ならぬ各種の障害を克服して今回の改革案を作成提出せられました政府当局の労苦に対し、深い敬意を拂うにやぶさかでないものであります。

以上をもちまして、修正案に対する賛成意見といたします。(拍手)

○議長(林護治君) 竹山祐太郎君。

[竹山祐太郎君登壇]

○竹山祐太郎君 私は、ただいま議題となつております三十余件に及ぶ行政機構改革案に対して、改進党を代表して討論をいたさんとするものであります。

今回の行政機構改革ほど世間を騒がし、国民を失望せしめたものはありません。(拍手)日本は、終戦以来、占領下の情ない状態のために、国民の納得のしきれないような役所が多數できました。その国民の迷惑はばかり知れなして、その国民の迷惑はばかり知れないと、そのがあつたのであります。われわれは、独立を機会にして、ほんとうにすつきりとした、しつかりとした、自主性のある行政を、国民とともに切望構全般にわたつて十分なる改革を行ひたいとしておつたのであります。政府はこの国民の要求にこたえて、行政機

熱意を当初は持つておつたと私は存じます。吉田總理は常にこのことを懇諤されただようですが、当初、省の廃合を初め、大きな構想によつて出発をしました行政機構改革は、遂に今日の姿になります。つまりたくさん並べておりますが、これで予算は少しも節約されではおりません。どこにすつきりした機構の筋を通したかといふことすらわかりません。今、委員会や局部の整理をされたと言いますが、委員会や外局も、やめたものもあるし、残したものもあるし、その間少しも貫じた理論、整然たる態勢は見られません。

(拍手)いかに政治力が低下した今日の政府、與党的姿とはいながら、まさに国民とともに遺憾千万であります。(拍手)

ことに、今日の議事日程に上程をされておりましたところの農林省審議法の問題は、今朝に至つて、政府、與党の中における、ことに與党的中における正論派の主張が通つたのか、遂に今日の審議上程には至りません。(拍手)これはどうわけのわからない事実はあります。昨日は、五時過ぎまで政

れどもかかわらず押し通しておきながら、何ゆえに今日この問題が上程されないのであるか。これは、いかに政府、與党が正しい主張をいたしたために、今日醜態を暴露したのであります。(拍手)われくは、自由党にも正義の士があることを、国会の最高の権威を維持するために、まことに國質にたえないのあります。(拍手)

われくは、行政機構改革については積極的な熱意を持つものであります。しかし、これまで問題は多少みなありますけれども、何としてもわれくには納得のできない問題と、及びどうしても修正をしておかなければならない問題三件を除きまして、從つて、一々こまかく検討をすれば大局部の見地に立ちまして、今度の政原案に對しても、約半数は賛成の意表したのであります。しかしながら何としてもわれくには納得のできない問題と、及びどうしても修正をしなければならない問題三件を除きまして、は、今申しました通り、高橋さんの説明をしました中小企業庁の問題、社党によつて説明をされましたところの経済安定本部の改組の問題及び農省の問題については、昨日もわれくは現実に即した修正案を出したのあります。その残りは、われくは一々理由を立てて反対をいたしましたが、しかし、今日の場合、詳しく一々われくがその趣旨を申し述べて行くことは

われくは、何としても今度の行なはれません。時間が制約をされておる關係上、これがの機構改革は、ほんとうに独立後の日本の自主性に沿う方向に進むべきであつたと思ひますが、それがなされないことを最も遺憾とするものであります。單なる形式的な役人の机上プランによつて、局や委員会の數を、ただいま聞けば何べーセント削つたといふと、國民の要求する機構改革とであつて、國民の要求する機構改革ではあります。困難な方向に向つては全力を注いで行き、占領下において行われた不必要なる部分においては、い切つた整理をすることは当然であります。(拍手)

内容について、二、三おもな点を申し述べてみます。第一の点は、保安法の問題であります。これは、今度は問題のうちで自由党が一番特筆大書されておりますが、このくらいわけのわからぬものはありません。朝鮮問題に海上保安庁をつくり、それを今度はすぐに改めなければならない。この問題は、申すまでもなく、独立後の日本といわゆる自衛力、再軍備の最も重要な問題の中心点であらまじて、これを明確なままで推し進めて行くことは、今日の独立後の、ことにむずかしい内情勢を考えたならば、決して軽々となすべき問題ではありません。(拍手)

憲法上の幾多の疑義を残すところの問題を簡単に推し進めんとする政

及び與党の諸君は、今日の国内情勢に對する認識をどこに置いておられるかを疑わざるを得ません。(拍手)これは一番むずかしい問題であつて、国民の絶対多数に最もよく理解をさせて行かなければならぬ問題であります。それをうやむやのうちに、絶対多数の議員だけの数で解決ができると考えていては、われくは、この問題が重大なればそれも手)われくは、この問題が重大なれば、われくの政策の重点として主張し続けてることは、諸君の御承知の通りであります。吉田總理の言つてゐることと、どに一貫性がありますか。

また、その他の問題については、たとえば地方財政のますく困難なる実情を無視する自治府の改正案、あるいは制度的にはすべての専門家が反対をする法務省の改正案、あるいは建設省の改正案等、幾多大小さまざまの欠陥を持つ案には、われくは反対をせざるを得ません。ことに經濟審議厅については、先ほど社会党の提案の理由にもありました通り、今日の独立後の非常時に困難な国内經濟の情勢に対処するためには、今までの自由党的諸君の手放さないことは、先般のボンド対策を初め、幾多の經濟政策の失敗として、すでに今日国民の前に現われております。この状態で、はたしてこの一年も

持つかといふことは、国民のひとしく心配するところであつて、今日こそ総合的な経済政策の確立を最も重視しなければならないときであります。

（拍手）これを簡単に廃止して得たる自由党及び政府の諸君の頭脳を疑うものであります。（拍手）

通産業省に至つては、高橋さんの説明の通り、これには何ら抗弁の余地はないと思います。これを強化したのは今後の政府の諸君であつて、それが何らの理由もなく中小企業厅の縮小をせんとするが、どこに一体政治感覚があるか。それと同じ意味におきまして、農林省の問題は、他日提案の際に詳論いたしますから、私は今日は申しません。しかしながら、これを一貫して流れる思想といふものは、大きな監督行政には役人をふやしても、困った氣の毒な中小企業者や農林漁業者といふは、簡単には切り下げるといふ今の政府與党的態度であります。（拍手）農林漁業者や中小企業者こそ、政府がどれほど親切な手を盡してもます／＼足りないのが今日の実情であります。それ

まなければならないにもかかわらず、まなければならぬにしかるべきではありません。（拍手）

（議長退席、副議長着席）

すべてこの問題に対し、実をいえは国会の最高機関としての権威をこれは冒瀆するものであります。しかしに自由党はその穴埋めをしようとして、国会に、これから役所の問題についての審議を始めようという提案を昨日もされ、先ほど委員長からも報告をされておりますが、まことに事柄自身は当然のことであつて、国会が役人のつくつたテーブル・プランをうのみにすることがあります。だから、われ／＼は衆議院の権威のためにも、もつと慎重な審議を要求いたしたのであります。それがいかに国会の権威に沿わないかぐらいいことは、わかり切つたことであります。（拍手）われ／＼も、この趣旨にはきわめて賛成すべき融合のものではあります。が、現実、今の與党諸君は、はなはだ遺憾であります。その意味において、今日上程をしなかつたところの農林省設置法案は、再び委員会へもどして、再審議をすべきものであることを私は提案をいたしまして、私の討論を終る次第であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 加藤鑄造君。

〔加藤鑄造君登壇〕

○加藤鑄造君 私は、ただいま議題となつております通産省設置法案に対する、竹山祐太郎君より提出された修正案に対し、日本社会党を代表して賛成し、その趣旨を述べたいと存じます。（拍手）

國の中小企業者の切なる要望にこたえて、片山内閣の当時創設せられたものであります。その初代長官でありました大崎川博士は、中小企業者を守るために金融、資材のあつせんを行い、企業診断を実施し、この有効なる実施のため中小企業の金融機関の掌握をはかり、そのため設立されたと、その趣旨を明

るに、私たち切望をしておくのであります。（拍手）

一体、参議院は、御承知のように、今提案になつております行政組織法を一箇月延期する案をすでにみながら提案して、衆議院にまわして来ておりま

す。これは何を意味するかといえば、まだ間違つてあります。日本のように、本提議は、中小企業の範囲に属するものがきわめて多くて、中小企業の問題を除いては、日本經濟を論ずることができないばかりではなく、

企業廳を廃止して通産省の内部部局とする問題であります。日本のように、しつつあります現在、中小企業廳を廃止するということはもつてのほかで、その理由はこうまつもないと私どもは考へるのである。むしろこの際拡張化しなければならないときであると私どもは信じるのであります。

大企業と中小企業を同一行政厅で扱うということは、本質的に無理があります。大企業は中小企業を常に圧迫し、その政策の中に、常に中小企業の野放しで置いては、この大企業に对抗して行くことはできない立場にあります。従つて、政府は、これにあたたかく親心をもつて適切な保護助成の道を講じなければならないのです。

（拍手）

次に、中小企業庁設置以来、その中小企業対策としては、企業の診断、協同組合法の制定並びに組合の助長運営、保険法の制定、保証制度の確立、融資のあつせん、中小企業金融打開等にきわめて切実なる手段を講じて、中小企業者のよき相談相手として貢献することが大であつたのであります。この際、吉田内閣と自由党は、この中小企業者の保母ともいいくべき中小企業庁を廃止しようといふのでござります。吉田内閣は、従来この中小企業庁を事前に冷遇して來ました。そうして、この際政府は全国の中小企業者に何ら諮詢されることなく、彼らの切実なる希望を擱案して、これを廃止しようとする暴挙をあえてやろうとしているのであります。一昨年秋、中小企業者に襲いかかって來たバニックは、本年に入つてよいよ深刻になつて來ました。この恐慌のあらしは、今後中小企業者の上に、もろに吹き寄せられるであろうことを、われ／＼憂うるものであります。今日、自由党が、多数の力をもつて、この国会において押し切るという暴挙を敢行せられるならば、全國の人々十人首をくつくつ死んでしかたがないと放言した、いわゆる池田放言であるものであるとして、国民の信頼は地

に落ちるであらうと私は信ずるのであります。(拍手)
われへは、以上の理由によつて、
全国幾百万の中小企業者にかわつて、
中小企業庁の内局移管に断固反対し、
これを現状通り存置せんとするところ
の修正案に賛成するものであります。
(拍手)
○副議長(岩本信行君) 木村榮君。
〔木村榮君登壇〕
○木村榮君 日本共産党を代表いたし
まして、このたびの行政機構改革各案
に対して反対の意見を申し述べます。
このたびの行政機構改革は、平和條
約並びに日米安全保障條約と、その具
体化である行政協定に伴つて、日本の
行政機構をアメリカの要請に基いて戦
争に即応する能勢に整備することがそ
の根本的なねらいとなつております。
(拍手)すなはち、このことは、再軍備
を具体化するための機構を整え、治安
機構が強化され、高級官僚と吉田政府
による独裁を强行するために各省が整
理されておることによつて明白であります。
まず第一に指摘いたします点は、再
軍備と、そのための組織であるところ
の保安庁と海上公安局設置の問題でござ
ります。十一万の保安隊と、一万人に武
装させ、近代戦に耐え得る部隊編成を
しますところの兵器によつて完全に武
装させ、近代戦に耐え得る部隊編成を
こしらえ上げ、この部隊を指揮命令す

るため、アメリカ国防省の日本局としての機構を整えておることは、この法案の内容を検討いたします場合にきわめて明白であります。」のことと裏づけいたしますがごとく、リツジウエイ将軍は、本年の四月の十九日、予備隊は軍隊にならねばならぬ、そのことは締結された條約によつて義務として含まれております。このより発表いたしております。またアメリカ上院議員のマグナットという男も、中共に対し全面戦争をせねばならぬときには、日本人を先頭部隊として使用し、日本を主要作戦基地として用いるべきだと強調しておることによつても明白といわなければなりません。

るといつても決して過言ではないま
せん。(拍手)だから、一たび保安隊の内
容に目を通すならば十四階級に区分さ
れ、警備隊もまた十五階級に区分され
ます。まつたくアメリカ軽機械化兵
団そのままの編成となつております。
そうして、近代装備を整え、憲兵組織
さえもこしらえておるではないか。ま
た全国をなめてみますと、一箇所が三
千町歩ないし四千町歩に及ぶような広
大な演習地を、あつちこつちにこしら
え上げて、アメリカ駐留軍との共同作
戦の演習を毎日やつておるではないか。
か。アメリカ侵略のための訓練といわ
ずして何ということができますか。だ
からこそ、日本のあの富士山さんも取
上げようとしておるではないか。
こういふ状態を私たちは見て、ソ
の保安庁こそ、平和と治安を維持する
ためにといふ名目でこしらえ上げた
が、これは土地、建物を取上げるとい
う不法活動を行つておるだけではなく、
さらに国内の平和と、独立のための民
族解放運動を鎮圧し、国民の生命財産
を破壊するための、まつたく恐るべき
暴力機構である。このよくなものを、
現在の吉田内閣は、なお軍隊ではな
い、大橋国務大臣の答弁によれば、近
代戦に耐え得る部隊である、まつたく
龍井もはなはだし、近代戦に耐え得
る部隊であるが、軍隊ではないなどと
いう、まつたく人をばかにしたことを
平気で言つております。このような國

民を愚弄するものはなはだしいことは、かつて歴史にない。こういう機構は、まつたくもう国民のものではないから、即刻解散せしむべきものであると私は主張いたします。

次に問題になるのは治安機構の面でござりますが、法務府の組織がえを一つ例にとってみましても、これは破壊活動防止法や公安調査庁の設置と表裏一体のものでございまして、彈圧機構を強化し、恐怖政治によつて国民の権利と自由を奪ひとつて、人権をいよいよろ圧殺しようといふねらいである。現に、警察はいよいよ公認の暴力団となつてしまつております。このたび人権擁護局は廃止の運命になつておりますが、この人権擁護の今日ほど重大なときはありませんのに、まつたく時代に逆行いたしております。

試みに統計を見ますと、人権擁護局が一昨年の十月から昨年の十月までの間に受付けましたところの警察官による職権濫用三百九十二件、暴行凌辱百三十八件、傷害致死八件、こういちう統計になつております。これはほんの氷山の一角であつて、最近のメーデーにおける暴行事件、早稻田大学事件、労働争議に対する弾圧事件、こういつたものを見ますならば、警察官の将来の暴行を考えますならば、まつたく身の毛のよだつものがござります。戦争以前、その残忍非道なことにおいては世界に類例を見なかつた、あの恐るべき

警察官の拷問のこととは、今後おなじみます。(拍手)今治安維持法は復活され、特高警察もこしらえ上げられ、思想検査も引き上つて、国民の自由なる思想も言論も圧殺され、かくしてアメリカの要請による戦争へ／＼の方同をいよいよ強化いたそうとしております。このことは、このたびの治安関係の機構改革の内容を検討いたします場合に、きわめて明瞭でございます。

次に各省機構改革の中を見ますと、この中において一貫して見られます現象は、民主主義を圧殺し、官僚の権力の強化と拡大であり、さらに日本の政治、経済、外交のアメリカへの従属を推し進め、軍需産業や大資本を擁護する一方、他方においては国内産業経済の開発、保護育成の軽視であります。このことは、総理府を初め、各省における各種委員会の廃止や、中小企業庁の問題、さつきいろいろ問題とされておりましたが、このことや、大蔵省の組織がえの中に明白に現われております。外務省監督委員会のことよりも大蔵省の一内局となつてしまい、徵税の独立制は抹殺されまして、大蔵省そのものがまったく金融寡占資本の御用機関としての性格を端的に現わしておられます。

この際一言しておきたいことは、既に党各派から中小企業庁存置の修正案が提出しております。私たちは、この存置そのものには、あえて反対はいたしませんが、現在の中小企業庁の内容を点検してみると、まつたくこれは一昨々年から定置法その他によつて半身不隨の状態となつておらまして、これをこのままに、ただ単に存置したというだけでは、もはや全國幾百万の中小企業の状態に耐え得るだけの活動ができないとうな状態でござります。従つて、ほんとうにこれを抜本的に改革をいたしまして、真に日本の平和産業、中小企業の要望にこたべ得るよくなことに根本的に改革いたすことを私たちは主張いたします。ただ単に選舉宣伝に、おれたちは中小企業庁の存置をやつたといふくらいのことだけでは、決して満足できません。

革の各案をながめてみますと、これは日本における平和産業や、民族産業やあるいはまた農業の保護育成を妨げずして、一部の巨大な軍事資本家や、そぞ下にくつづいているようなボス、いわゆる官僚のための機構改革であるといわなければなりません。かくして、アメリカ国務省の日本出張所のようなかつたものになつてしまつて、日本の各官厅は虎の威をかりてのさばりかゝつて、そして高級官僚の権力といふものはいよいよ増大いたしますから、自由党の代議士諸君がいはつていても、あはや高級官僚には頭が上らない状態になるのは当然の方向でござります。(拍手)

カ國務省の日本局たる状態になつた上、は
田政府は、やがてこれは不正と腐敗で、ございま
巢窟となること、あまた当然でございま
す。昨今の李承晩政権を見て、ございま
さい。まつたくこの李承晩政権に似
末期的状況を呈しておりますのが、こ
の日本の吉田政府である。李承晩政権と
同じような方向へどん／＼と転落
している、こういう状態である。このよ
うな禿国政府の運命がどういうことに
なるかということは、世界の歴史がな
やんと証明いたしております。われわれ
は、やがて日本国民の総反撃によ
て、このような政府は壊滅してしま
といふことを信じて疑いません。
結論的に言いますと、戦争と植民地
化のための、このよろ改革案は、日本
国民を愚弄いたしまして、アメリカの
ために奉仕させようという改革案で
ざいますがゆえに、われ／＼は、これ
に対しても断固反対いたす次第でござ
います。(拍手)

するものは大体四つの点があると思う
のであります。一つは、民主的な行政委
員会制度を無視したという点であります
。その次には、大蔵省への権力の集
中であります。さらに統計及び企画調
査といふような数的なものを無視し
たということであります。このこと
は、國の存立の上にはきわめて重要で
あつて、いづれの行政を施行いたそう
といたしましても、統計及び調査、さ
らに企画が十分でなければ國の行政は
行い得ないだらうということは、何人
も疑う余地のないものであらうと思つ
のであります。(拍手)しかるに、この
ことが忘れられて、この数字が無視さ
れたという点に問題があるのであり
ます。次に問題になりますのは、憲法
違反の疑いがある。再軍備への移行が
この法案の中に現われておるといふ一
つの事実であります。従いまして、そ
の次には、やはりこれと相關連いたし
まして、國民生活がこれのために極度
に圧迫されるであろうといふ。以上四
つの点がその底流となつて流れおり
ます事実は、おおいがたい問題ではな
かろうかと私は思うのであります。從
つて、この四つの基本を中心といたら
まして、以下、きわめて簡単にではござ
いますが、重要な法案に対しても
私は私どもの反対の意見を開陳い
たしたいと思うのであります。

改正する法律案であります。この案は、申し上げるまでもなく、その内容の主流をなすものは人事院の廃止であります。今日、官公庁の労務者諸君に對しましては、国家公務員法において、労働者の基本的人権であり、かつ労働組合の最も重要な要諦であります。労働者権を剝奪しておるということは、御承知の通りであります。この労働者みずから生活を守りますために必要な罷業権を剝奪して、その代償として人事院を設けて、これが政府と別個の独立した機関として、公務員諸君の生活を守るために、政府並びに国会に對してその給與の水準を勧告することができるという、この制度をなくしましたとして、そしてこれを内閣の一機構の中に入れて来るということは、明らかに國家公務員並びに地方公務員諸君の生活権を剝奪するものであると申し上げても、決して私は過言ではないと思うのであります。かくのごとき問題に対しまして、私はきわめて強い反対をいたしますると同時に、これがやがては眞正的人事をもたらし、公務員の政治的中立はとうてい保証することのできない、わが国の行政政治の上に憂慮すべき事態をもたらすであろうということを申し上げておかなければならぬと思います。

もの立場からこれを申し上げますならば、当然社会保障省とすべきものでなければならぬかと思うのであります。しかも、その内容とすることころは、従来の引揚援護厅をなくいたしまして、そしてこれを内局にしようとする従来の引揚げ、復員の業務の杜絶いたしましたことについては多少の異論があるかと思います。また、これが外局機構の中に存在しておることにつきましても、やはり一抹の疑惑がありますが、本来、私どもは、これらの問題に対しましては、全日本の国民が、やはり援護事務の発生しておる今日の事実に対しまして——しかも戦後六年の間、彼らが何ら頼いられることなく放置されておりまして、従つて援護の適正を期するためには非常なる努力を必要とすることは論をまたないのであります。すでに政府は二百三十一億余の予算を組んでおりますが、これはわざかに総予算の一・七%を占めるほんとうのお釐明代にすぎないといふことは御承知の通りであります。戦争犠牲者扶助のために、総予算の二%しか、これには支出をしていないのであります。こういう今日の状態であり、さるに引揚援護厅を内局といたしまして、これを格下げして圧縮せんといたします、戦争犠牲者に対する政府の冷淡、無

慈悲なる態度、私どもはこれを指摘せざるを得ないのであります。

わが党は、引揚援護庁を外局として存置して、これに戦争犠牲者に対する援助をさらに加えて參りまして、今日戦争犠牲者並びにそれにつながつておられまする幾多の援護をなさなければならぬ人達の生活を保障いたしまることのために、ここに援護庁とこれを私どもは改名いたしまして、そうして遣族の援護並びに傷害恩給等の社会保障制度の徹底を期さなければならぬと考えておるのであります。

次に自治庁設置法案でありまするが、自治庁設置法案の内蔵いたしておられまするものは、一口に申し上げまするならば、かつての内務省の復活であると思うのであります。すなわち、その内包いたしておりまする全国選舉管理委員会が中央選舉管理委員会に改められるということ——選舉がもとより厳正公平であるべきものであるということは、御承知の通りであります。従いまして、今まで、これは獨立の一つの機構として、厳正公平に選舉の執行に當つておりますものが、これが自治庁内に移行されて参りまするならば、選舉の公正というものは期しがたいということを、私ども、かつての内務省をよく知る者としては言わざるを得ないのであります。(拍手)選舉の公正が期しがたいということになつて

参りまするならば、それから発生いた
して非常な危険性を持つものであるとい
ることを指摘しなければならないのであ
ります。(拍手)

次に、地方財政委員会が同じくこの
機構の中に包含されることであります
す。すなわち、地方財政調査会として
この中に包含されることになつております
するが、今日地方財政がきわめて窮
迫しておるということは、皆さんも御
承知の通りであります。政府は、この
ことを十分改革いたしますることとのた
めに——これらも外局として、やはり
独立の機関として、この地方財政委員
会が独自の立場において地方財政を勘
案し、しかしてこれを政府及び国会に
勧告いたしまして、その善処方を要請
する一つの機構でありましたものが、
これが自治庁の中に收められて参ります
して、そして地方財政調査会と一
て、ただその意見を自治庁長官に申し
出しができると、いふことに相なつ
て参りまするならば、自治庁長官はよ
くより内閣の閣員でありまする以上
は、当然これは内閣が考えております
る国家財政によつて、今日より以上地方
財政は犠牲にならなければならぬで
あるうといふことは、論をまたない事実
だと私は思つてあります。(拍手)か
くいたしまして、日本の眞の民主化を
達成することのために、憲法にその一

章を讀けておられまする今日、この地
財政が十分にやつて行けないといふことになつて参りまするならば、私どもは日本の民主政治のためにきわめて嘆息いたえないものであります。しか
て、なお内容を言つならば、地方財政の
平衡交付金等の見積り分配等がこの自治
廳の中に包含されて参りまするが、
かくなつて参りまするならば、ことな
らに私は公正を期しがたいものが必ず
出て来るであろうということをここに
申し上げまして、反対の理由といたす
ものであります。

次に問題になつて参りまするもの
は、保安庁設置の法案であります。保
安庁の設置は、明らかに私どもは憲法
違反の疑いがあると申し上げまして、
決して過言ではないと思うのであります。
(拍手)すなわち、法案の内容の中には
軍隊という文字は使つてはおりませ
んが、実質的には明らかに陸海軍の機
構を統一したものであるといふことを
申し上げても過言ではございません。
い。明らかにこれは軍隊への移行であ
る、再軍備であると申し上げても決
て過言ではございません。

保安庁法案の第四條の、その任務を
するところには、「保安庁は、
が國の平和と秩序を維持し、人命及び
財産を保護するため、特別の必要が
ある場合において行動する部隊を管轄
し、運営し、及びこれに関する事務を

あいひわこ しめよそ機せたはゆ休のうにうこ 日以し間も一

がよいと考えるのであります。

政府は、治安維持、共産主義運動の取締りの名のもとに破壊活動防止法案を用意し、さらに今回法務省設置法の改正によりまして特審局の権限強化を行わんといたしております。さらに共産主義諸国の侵略があるといふ蓋然性について、何らの客観的、科学的証明なき事実を前提といたしまして、警察予

しておるというべきであります。この両法案は、端的に申しますと、參謀本部及び國防省の、まさに母体であります。従つて、ただいま委員長報告のあつた二十九件に上る多数の各法案は、參謀本部及び國防省設置法案並びにこれに伴う關係法令等の整理に関する法案と一括要約した方がわかり易い

して、従つてこれが組織法であります。ところの保安庁法案、海上公安局法案は憲法にまつところから違反するものであり、政府みずから憲法違反をあえて

隊、海上保安隊が、憲法の禁止する軍隊にあらずと強弁いたしましても、個人のひとくち認めるところでありま

局法案に集中的に表現されておるところによく、今回の行政機構改革の裏に一貫して流れておる政府の考え方、政府の意図は、戦力の組織化という一点にかかっておることになります。警察予備隊

さらに私たちのが見のがしてならないことは、保安庁法案、海上公
事大なることは、保安庁法案、海上公

備隊を中心とする再軍備を強行し、の組織法として、保安官法案はかどりの機構改革案を提出しておるのであります。が、まず第一に、破壊活動防止をつくりたり、特審局を拡大強化することによりまして治安維持、共産主張つとしても、またいかなる権力をもつてしても押えることができないといふ運動の取締りができると考える政府に由来の権力主義、法律万能の考え方は、生活の力はいかなる法律をもつてしても簡単なる事実を忘れた考へ方であります。(拍手)

そぞり考並義法數ましらところ、その農民は、自分は並産党員ではないにしても、共産主義に歩鳴するかと、こう聞きましたところ、その農民は、自分は共産主義にも反対だ、こう答えまして、言葉を繋げ、自分は共産党員でもない、また共産主義にも共鳴しない、しかしながら、蔣主席よりも毛沢東の政治がよいということを、無学文盲の中国の農民が語つたそらであります。このことは、生活の力はいかなる法律、いなる権力よりも強いことを雄弁に物つておるのであります。

政府は、今回の行政機構改革において、保安庁あるいは海上公安局新設、特審局の権力機構の拡大強化をめぐる議論が、行なわれてゐる。これは、日本の産業構造上重要な役割を占めるところの中、中小企業者の立場を全に無視して、中小企業庁の大幅縮小を行おうとしております。また食糧自給度の低い我が国におきまして、糧の確保とこれが需給調整は国民生産の大前提であるにもかかわらず、行おうとしている。先ほど竹山議員は、常に歩の一放が

は、昨日内閣委員会で、多数をもつて自由党は押し切つたのであります。にもかかわらず、本日これが上程され、ないといふことは、いかにこの法案の内容に矛盾擦がるかといふことと、自由党の党内不統一、その末期的現象を如実に物語つておるものであります。(拍手)

さらばまた、経済安定本部は終戦以来日本経済再建に大きな役割を演じて來たのであるが、講和後の日本は、その片面講和の結果として、国際環境からいつても、日本経済自立のために、なお一層の経済、財政、金融一般にわたる総合的企画調整を必要としてゐるのであります。むしろ経済安定本部のは、統計調査部、婦人少年局の廃止、縮小を考えており、このことは、日本経済自立の上に占めるところの労働者の役割と、将来の日本を背負つて立ところの青少年及びこれが育成に当る婦人の立場を無視した、自由党の反労働的、反民主主義的性格の露骨な表現であります。(拍手)

かくて、労働者、中小企業者、農家の生活はます々窮迫の一途をたまり、日本の経済の自立はどうていま

実は政府みずから治安維持をはかるといふが、社会不安を醸成し、これを激化させて行くものといわなければなりません。治安維持の要諦は社会保障制度の拡充強化にあり、国民中一人の飢えたる者もなからしめることあります。再軍備に狂奔し、国民生活を塗炭の苦しみに陥れる政府並びに自由党の政策こそは、社会不安を激化せしめ、かの蒋介石のことく、共産党勢力拡大の條件をつくりつたるのであります。もし第五列という言葉が許されるといたしましたならば、自由党こそまさに——だといわなければなりません。（拍手、発言する者多し）共産主義との闘いは、共産主義を生み出す條件との闘いであるといふ簡単な真理を、自由党の諸君はいま一度思い起すべきであります。

九三

を、最近イギリスの労働党ペヴァン氏は、「われくが恐れなければならぬ

のは、共産主義そのものではなくして、共産主義に対する恐怖心である」

と
るには役立たずして、実は共産主義に
く共産主義対策は、共産主義を追放す

ついての十全の知識を追放するに役立つだけあります。さうして学問の自

由、言論の自由を抑圧し、戦争への道へ国民をかり立てる結果となるのであります。

以上の見地に立ちまして、私たち
は、あくまでも平和を守り、国民生活の

安定と日本經濟の自立をこいねがいま
すがゆえに、民生安定を無視し、戦争

に備えて再軍備を強行し、これが組織化をはからんとする保安庁法案その他

「れど直捷間接間違のある各政策に対し一括反対して、討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 成田君に申し上げます。ただいまの発言中、自由党

二七
一六々と申されまし
たが、この点不理解の點ござりますひ

○成田知巳君 取消す必要を認めませ
お取消しになりませんか。

○副議長(岩本信行君) 成田君は取消
され、上院に送り込まれたが、議長は

(拍手) 不適当と認めて取消しを命じます。

卷之三

これにて討論は終局いたしました。採決の順序について申し上げます。第一、経済審議庁設置法案、第二、通商産業省設置法案、第三、日程第十一たるいし第二十五を一括採決、第四、日程第二十六ないし第三十六を一括採決、第五、日程第三十七を採決することいたしました。

これより採決いたします。まず経済審議庁設置法案に対する西村栄一君外四名提出の修正案につき採決いたしました。西村栄一君外四名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立少數。つて修正案は否決されました。

次に経済審議庁設置法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。つて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

次に通商産業省設置法案に対する竹山祐太郎君外五名提出の修正案につき採決いたします。竹山祐太郎君外五名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

次に通商産業省設置法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

次に日程第十一ないし第二十五の十五案を一括して採決いたします。日程第十二、第十六、第十九、第二十一及び第二十四の五案の委員長の報告はいずれも修正であります。その他の十五案の委員長の報告はいずれも可決であります。十五案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて十五案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に日程第二十六ないし第三十六の一案を一括して採決いたします。十一案の委員長の報告はいずれも可決であります。十一案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて十一案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第三十七につき採決いたしました。

〔賛成者起立〕

○福永長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

放送法の一部を改正する法律案
(高塙三郎君外五十三名提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、高塙三郎君外五十三名提出、放送法の一部を改正する法律案と議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事 高塙三郎君。

放送法の一部を改正する法律案
〔本号の附録に掲載〕

放送法の一部を改正する法律案(高塙三郎君外五十三名提出)に関するする
報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○高塙三郎君（登壇） 本法律案は、不肖高塙外五十三名の提出にかかるものであります。が、その提案の理由といたしまするところは、電波科学の急速なる進歩と国民の熾烈なる要望とに促されて、最近わが国においてもテレビジョン放送実施の機運がとみに高まつて参つたのであります。まして、本院におきましては、さきに第十国会においてテレビジョン放送実施促進に関する決議を行つておることは御承知の通りであります。が、一方これに呼応して、日本放送協会並びに民間において、二、三の方面からも、すでにテレビジョン放送局開設の免許申請が電波監理委員会に提出されておる情勢にあるのであります。

しかるに、テレビジョンに関する法制の面を見まするに、現行の電波法及び放送法は、テレビジョン放送をも規定の対象に包含して立法されておることは明らかであります。が、制定当时においては、いまだテレビジョンが現実の問題となつておらなかつたため、テレビジョンに関する限りにおきましては、多少の不備、欠陥をまぬがれないのです。特に日本放送協会は、

• 18 •

放送法第七條及び第八條の規定によりまして、公的の福祉のために、まことに同協会が政府の免許を得てテレビジョン放送を行うとすれば、その財源は、同協会が放送法第四十六條によつて広告放送を禁止されている以上、勢いにテレビジョン受信契約者から徴収する受信料にたよらざるを得ない。建前になつていてもかわらず、受信契約及び受信料に関する放送法第三十二條の規定は協会の標準放送に対するものに限られ、テレビジョン放送に対しては規定を失しておるがごときは、前述の放送法第七條及び第八條と矛盾する結果となり、テレビジョン実現段階に入つた今日、法の不備と申さねばなりません。また日本放送協会のテレビジョン放送に対する受信料徴収に関する規定を失しておるということは、無線局開設の免許申請審査條件として、電波法第七條第一項第三号に掲げる「当該業務を維持するに足りる財政的基礎」の裏づけがないということになるのです。ありますて、これまた法の欠陥によつて、日本放送協会の申請を、民間側申請に比し不平等の立場に置く、不当な結果を来すこととなるのであります。

二二八日、本案の付託を受け、本二十九日委員会を開きまして、提出者を代表して私より提案理由を説明し、質疑応答の後、討論を省略して、ただちに採決の結果、多数をもつて可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十五分散会

通商産業政務次官　本間　俊一君
農林政務次官　西村　直己君
海上保安庁長官　柳沢　米吉君
大蔵政務次官　野原　正勝君

辯物政策次官　龍野喜一郎君

朗読を省略した報告

一、去る二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

食糧管理法の一部を改正する法律

一、去る二十七日、内閣總理大臣から電波監理委員会委員に拔山平一君を任命し、それで電波監理委員会設置法第六條の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、去る二十二日議長において承認した。西原英次外八名を去る二十七日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

特定道路整備事業特別会計法

地方公共団体職員の給與改善のための地方公共団体に対する国貸付金に係る債務の免除等に関する法律

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、去る二十四日及び二十六日議長によ

いて承認した尾之内由紀夫外四名、松尾泰一郎を昨二十八日それぞれ改府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十七日本院は次の内閣提案(參議院回付)につき參議院に対し、而両院協議会を開くことを求めた。

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十七日協議委員議長副議長互選の結果次の通り当選した。

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案兩院協議会協議委員

倉石 忠雄君 岡西 明貞君 副議長 西村 久之君

福永 健司君 田中不破三郎君

田中伊三次君 藤枝 泉介君

淵上房太郎君 水田三喜男君

西村 久之君 村上 勇君

一、去る二十七日大池事務長からぶん參議院事務総長宛、本院は一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案兩院協議会の協議員に次の者を選挙した旨參議院に通知した。

倉石 忠雄君 岡西 明貞君 副議長 西村 久之君

福永 健司君 田中不破三郎君

田中伊三次君 藤枝 泉介君

淵上房太郎君 水田三喜男君

西村 久之君 村上 勇君

一、昨二十八日近藤參議院事務総長ら大池事務総長宛、參議院は一般職の給與に関する法律の一部を改正する法律案兩院協議会の協議員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

委員長の設立	油井賢太郎君	紅露 みつ君	加藤 武徳君	草葉 隆圓君
宮田 重文君	小野 哲君	宮田 重文君	小野 哲君	館 哲二君
館 哲二君	溝口 三郎君	館 哲二君	溝口 三郎君	木下 源吾君
カニエ邦彦君		カニエ邦彦君		
三君去る二十三日委員辞任	三君去る二十三日委員辞任	理事 河野 謙三君	理事 河野 謙三君	理事 平野 三郎君
任につきその補欠	任につきその補欠	郎君去る二十三日委員辞任	郎君去る二十三日委員辞任	理事 平野 三郎君
常任委員の辞任を許可した。	常任委員の辞任を許可した。	井上 良二君 (理事平野三郎君去る二十三日委員辞任)	井上 良二君 (理事平野三郎君去る二十三日委員辞任)	井上 良二君 (理事平野三郎君去る二十三日委員辞任)
人事委員	人事委員	人事委員	人事委員	人事委員
大藏委員	大藏委員	大藏委員	大藏委員	大藏委員
郵政委員	郵政委員	郵政委員	郵政委員	郵政委員
電気通信委員	電気通信委員	電気通信委員	電気通信委員	電気通信委員
経済安定委員	経済安定委員	経済安定委員	経済安定委員	経済安定委員
農林委員	農林委員	農林委員	農林委員	農林委員
越智 茂君	越智 茂君	中馬 長猪君	中馬 長猪君	中馬 長猪君
高間 松吉君	高間 松吉君	岡 良一君	岡 良一君	岡 良一君
岡西 明貞君	岡西 明貞君	野原 正勝君	野原 正勝君	野原 正勝君
議院運営委員	議院運営委員	秀次君	秀次君	秀次君
懲罰委員	懲罰委員	益谷 秀次君	益谷 秀次君	益谷 秀次君
一、去る二十七日農林委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、去る二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

厚生委員	中野 武雄君	奈良 治二君	高間 松吉君
農林委員	郵政委員	電氣通信委員	經濟安定委員
	川野 芳徳君	中馬 辰猪君	越智 茂君
	議院運營委員	押谷 富三君	岡西 明貞君
	懲罰委員	益谷 秀次君	野原 正勝君
内閣委員	木村 公平君	田中 萬逸君	昨二十八日議長において、次の常
	本多 市郎君	山口喜久一郎君	在委員の辞任を許可した。
地方行政委員	山口六郎次君	坂本 泰良君	
法務委員	田淵 光一君	龍野喜一郎君	
	西村 直己君	梨木作次郎君	
文部委員	大藏委員	北村德太郎君	
厚生委員	鈴木茂三郎君		
農林委員	新井 京太君		
水産委員	中野 武雄君	奈良 治二君	
	久野 忠治君	小玉 治行君	
郵政委員	通商產業委員	上林與市郎君	
電氣通信委員	越智 茂君		
労働委員	岡西 明貞君		
	青野 武一君		

内閣委員	角田 幸吉君	田中 喬平君	荒木萬壽夫君
新井 京太君	久野 忠治君	田淵 光一君	青木 孝義君
青木 孝義君	田淵 光一君	岡西 明貞君	成田 知巳君
岡西 明貞君	成田 知巳君	地方行政委員	山口喜久一郎君
地方行政委員	山口喜久一郎君	小玉 治行君	角田 幸吉君
法務委員	小玉 治行君	田中 喬平君	大藏委員
角田 幸吉君	田中 喬平君	荒木萬壽夫君	坂本 泰良君
大藏委員	荒木萬壽夫君	坂本 泰良君	厚生委員
文部委員	坂本 泰良君	木村 公平君	木村 公平君
農林委員	木村 公平君	中馬 辰猪君	越智 茂君
水産委員	中馬 辰猪君	中馬 辰猪君	中馬 辰猪君
田中 萬逸君	龍野喜一郎君	龍野喜一郎君	茂君
通商產業委員	青野 武一君	青野 武一君	中野 武雄君
郵政委員	中野 武雄君	山口六郎次君	上林與市郎君
電氣通信委員	山口六郎次君	上林與市郎君	北村德太郎君
労働委員	上林與市郎君	鈴木茂三郎君	梨木作次郎君
経済安定委員	鈴木茂三郎君	奈良 治二君	直己君
予算委員	奈良 治二君	西村 直己君	憲罰委員

一、去る二十七日内閣から提出した條約は次の通りである。
北太平洋の公海漁業に関する国際條約及び北太平洋の公海漁業に関する国際條約附屬議定書の締結について承認を求めるの件
一千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際條約の受諾について承認を求めるの件
一、去る二十七日議員から提出した議案は次の通りである。
水産資源保護法の一部を改正する法律案(鈴木善幸君提出)
放送法の一部を改正する法律案(高塙三郎君外五十三名提出)
農業共済事業資金融通法案(吉川久衛君外百九名提出)
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(小平久雄君外八名提出)
伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(遠藤三郎君外九名提出)
国土総合開発法の一部を改正する法律案に対する修正案(淺利三朗君外三名提出)
農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案(井上良二君外七名提出)
一、去る二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十七年度における国家公務に対する臨時手当の支給に関する
院から添付された次の議案を受領
た。

旅行あつ旋業法案

一、去る二十七日委員会に付託され
條約は次の通りである。

北太平洋の公海漁業に関する国際
約及び北太平洋の公海漁業に関する
国際條約附屬識定書の締結につい
て承認を求めるの件(條約第一四号)

一千九百四十八年の海上における人
の安全のための国際條約の受諾につい
て承認を求めるの件(條約第一
号)

以上二件 外務委員会 付

一、去る二十六日委員会に付託され
議案は次の通りである。

造船法の一部を改正する法律案(一
内八郎君外二十名提出、衆法第四
号)

運輸委員会 付

一、去る二十七日委員会に付託され
議案は次の通りである。

昭和二十七年度における国家公務
に対する臨時手当の支給に関する
正する法律案(田嶋好文君外六名
提出、衆法第五一號)

人事委員会 付

訴訟費用等臨時措置法等の一部を
正する法律案(田嶋好文君外六名
提出、衆法第一四三號)

水産資源保護法の一部を改正する法律案（鈴木善幸君提出、衆法第五三号）　水産委員会　付託
伊東国際觀光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案（遠藤三郎君提出、衆法第五七号）
外九名提出、衆法第五七号

建設委員会　付託

一、去る二十七日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
旅行、漁業法案（石村幸作君外六名提出、參法第七号）（予）

運輸委員会　付託

一、去る二十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
農産物検査法の一部を改正する法律案
一、去る二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
労働関係調整法等の一部を改正する法律案
労働基準法の一部を改正する法律案
地方公営企業労働関係法案
国土総合開発法の一部を改正する法律案
一、去る二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
造船法の一部を改正する法律案（坪内八郎君外二十名提出）
た。

官報(号外)

一、去る二十七日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に

同意した旨参議院に通知した。

食糧管理法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日議員から提出した議案は次の通りである。

離島航路整備法案（關谷勝利君外四十八名提出）

（西村榮一君外四名提出）農林省設置法等の一部を改正する修正案

（竹山祐太郎君外六名提出）経済審議会設置法案に対する修正案

（竹山祐太郎君外五名提出）外五名提出）

（竹山祐太郎君外十名提出）

一、昨二十八日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

国家行政運営法案（入木一郎君外十三名提出、衆法第五〇号）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（參議院提出、參法第八号）

放送法の一部を改正する法律案（高塩三郎君外五十三名提出、衆法第五四号）

電気通信委員会付託

一、昨二十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水資源保護法の一部を改正する法律案（鈴木善幸君提出）

放送法の一部を改正する法律案（高塩三郎君外五十三名提出）

国家行政運営法案（入木一郎君外十一名提出）

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案（田嶋好文君外六名提出）

一、昨二十八日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

道路整備特別措置法案

一、昨二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

特定道路整備事業特別会計法案

地方公共団体職員の給與改善のための地方公共団体に対する国貸付金

に係る債務の免除等に関する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

国家行政運営法案（入木一郎君外十一名提出、衆法第五〇号）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（參議院提出、參法第八号）

放送法の一部を改正する法律案（高塩三郎君外五十三名提出、衆法第五四号）

電気通信委員会付託

一、昨二十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

水資源保護法の一部を改正する法律案（鈴木善幸君提出）

參議院會議錄第四十六号中正誤	
頁	段行
全八	三 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
三	十八日
四	十日
五	正誤
六	誤
七	正
八	行
九	段
十	頁

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案につき両院協議会を求めるの件

昭和二十七年五月二十九日 衆議院会議録第四十七号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十円

(送料實付) 発行所

東京都新宿区市谷木村町一五
印 刷
振替東京九段四番一號
九〇〇〇
官報社